



公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）

# ものづくり企業ロボット 導入モデル補助金

本補助金は、札幌市の「ものづくり企業ロボット導入モデル事業」に基づき、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）が札幌市内の中小企業者に対し支援するものです。

**2026年**  
**公募締切：6月5日（金）**

本補助金は、製造業及び建設業の中小企業者等におけるロボット導入を通じた省人化のモデルケースを創出し、人手不足の解消を図ることを目的としています。

## 【補助対象者】

以下の① ②双方を満たす者

① 札幌市内に登記上の本店を有する製造業及び建設業の中小企業者等  
ただし、建設業については工事で使用する 資材の加工等を行うための常設の拠点を持つものに限る。

② さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村の区域（以下「圏域」という。）内に工場等の製造拠点を有する者

■ 補助金額 **500万円／件**

■ 補助率 **補助対象経費の 2／3以内**

■ 採択予定件数 **1件**

詳細は裏面および財団HPをご覧ください。 <https://www.noastec.jp/>

【問合せ先】 ノーステック財団 ビジネスソリューション支援部

TEL:011-792-6119

E-mail: [hcluster@noastec.jp](mailto:hcluster@noastec.jp)



**2026年度 ノーステック財団**  
**「ものづくり企業ロボット導入モデル補助金」(札幌市補助事業)の概要**

補助金名	ものづくり企業ロボット導入モデル補助金									
事業の目的	製造業及び建設業の中小企業者等におけるロボット導入を通じた省人化のモデルケースを創出し、人手不足の解消を図ることを目的とする。									
補助対象者 (※1)	以下の①と②の双方を満たす者 ①札幌市内に登録上の本店を有する製造業及び建設業の中小企業者等 ただし、建設業については工事で使用する資材の加工等を行うための常設の拠点を有するものに限る。 ②さっぽろ連携中枢都市圏を構成する市町村(札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町)の区域(以下「圏域」という。)内に所在する工場等の製造拠点を有する者									
対象となる 取組み (※2)	以下の①～③の全てを満たす取組み ①圏域内の製造拠点におけるロボット導入の取組み ②導入するロボットが日本工業規格(JIS B0134:2015)で定義される産業用ロボットであること (サービスロボット・ソフトウェアロボットは対象外) ③広くロボット導入を通じた省人化のモデルとなる取組み									
補助金額	1件あたり500万円以内									
補助率	補助対象経費の2/3以内									
採択予定件数	1件程度(1事業者1案件まで)									
事業実施期間	補助金交付決定の日から2027年3月8日(月)まで ※2027年2月27日(土)までに支払われた経費が対象(※3)									
対象経費 (※4)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 20%;">経費区分</th> <th>補助対象経費</th> </tr> <tr> <td>ロボット導入経費</td> <td>ロボットの購入、搬入、据付又は調整等、圏域内の製造拠点に設置するロボットの導入に要する経費※賃借は対象外</td> </tr> <tr> <td>導入に伴う付帯経費</td> <td>圏域内の製造拠点に設置するロボットの導入に伴い必要な技術指導の受入に要する経費</td> </tr> <tr> <td>その他の経費</td> <td>上記に掲げるもののほか、財団理事長が必要かつ適当と認める経費</td> </tr> </table> <p>※事務所や営業・建設施工現場など製造拠点以外で導入するものは対象外。          ※交付決定通知後に発注し、事業実施期間内に納品・検収及び支払いを終えるものを対象とする。</p>		経費区分	補助対象経費	ロボット導入経費	ロボットの購入、搬入、据付又は調整等、圏域内の製造拠点に設置するロボットの導入に要する経費※賃借は対象外	導入に伴う付帯経費	圏域内の製造拠点に設置するロボットの導入に伴い必要な技術指導の受入に要する経費	その他の経費	上記に掲げるもののほか、財団理事長が必要かつ適当と認める経費
経費区分	補助対象経費									
ロボット導入経費	ロボットの購入、搬入、据付又は調整等、圏域内の製造拠点に設置するロボットの導入に要する経費※賃借は対象外									
導入に伴う付帯経費	圏域内の製造拠点に設置するロボットの導入に伴い必要な技術指導の受入に要する経費									
その他の経費	上記に掲げるもののほか、財団理事長が必要かつ適当と認める経費									
応募期日	2025年6月5日(金) 17:00必着									

※1: 産業用ロボットとは「自動制御され、再プログラム可能で、多目的なマニピュレータであり、3軸以上でプログラム可能で、1か所に固定して又は移動機能をもって、産業自動化の用途に用いられるロボット」となります。安全柵等を必要としない人協働ロボットは対象となりますが、サービスロボットやソフトウェアロボット、無人搬送車は対象となりません。